

平成二十五年年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項</p> <p>一 原料血漿の配分</p> <p>倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。</p> <p>このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四に掲げる種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者又は血液製剤の製造販売業者等が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に販売する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。</p> <p>1 原料血漿の標準価格は、(1)から(3)までに掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) PⅡ+Ⅲペースト 一キログラム当たり一二三、六五〇円</p> <p>2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本製薬株式会社</p>	<p>第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項</p> <p>一 原料血漿の配分</p> <p>倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。</p> <p>このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四に掲げる種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に販売する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。</p> <p>1 原料血漿の標準価格は、(1)から(2)までに掲げる原料血漿の種類ごとに、それぞれ(1)から(2)までに定めるとおりとする</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 日本製薬株式会社</p>

イ (略)

ロ PⅡ+Ⅲペー  
スト 三・二万  
リットル相当

二 (略)

イ (略)

(3) (略)

二 (略)